

# 合同会社AuroraNce 料金規定

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

本規定は、合同会社AuroraNce(以下「当社」といいます)が提供するオンラインアシスタントサービス(以下「本サービス」といいます)の料金体系、支払条件、およびこれに付帯する事項を定めるものです。

### 第2条(適用範囲)

1. 本規定は、当社と本サービスを利用する契約者(以下「甲」といいます)との間の一切の關係に適用されます。
2. 当社と甲との間で締結される個別契約、覚書、または注文書等(以下「個別契約等」といいます)において本規定と異なる定めがある場合は、個別契約等の規定が優先されます。

## 第2章 料金体系およびプラン

### 第3条(料金プラン)

本サービスの料金プランは、以下の通りとします。なお、記載金額はすべて税別(外税)表記であり、別途消費税が加算されます。

1. 月額定額プラン(準委任契約)  
甲は、以下のいずれかのプランを選択し、月額利用料を支払うものとします。
  - ライトプラン: 月額 50,000円
  - スタンダードプラン: 月額 120,000円
  - プレミアムプラン: 月額 220,000円※各プランの対応業務範囲、稼働時間の目安(以下「月間想定稼働時間」といいます)、および提供条件等の詳細は、別途当社が定めるサービス資料または個別契約書に記載の通りとします。
2. 従量課金プラン(スポット契約)  
特定のプロジェクトまたは単発業務を依頼する場合、以下の基準に基づく従量課金、または別途見積もりによる固定報酬制とします。
  - 基本単価: 1時間あたり 3,500円 ~
  - 最低利用時間: 月間10時間以上(または1案件あたり35,000円以上)

### 第4条(割増料金および追加費用)

1. 時間外対応割増  
当社の定める営業時間(平日9:00~18:00)外の業務対応については、以下の割増料金を適用します。
  - 夜間・早朝(22:00~翌6:00): 基本単価の35%増
  - 土日祝日: 基本単価の35%増※月額定額プランに含まれる稼働時間を超えて上記対応を行う場合、または緊急対応を要する場合に適用されます。
2. 超過料金の算出

月額定額プランにおいて、甲の依頼により、個別契約等で定めた「月間想定稼働時間」を超過して業務を行った場合、以下の計算式に基づき算出した額を追加請求いたします。

- 計算式：(月額プラン料金 ÷ 月間想定稼働時間) × 超過時間
- 端数処理：1時間未満の超過分については、30分単位で切り上げて計算します。

### 3. 実費経費およびツール利用料

業務遂行に要する実費は、原則として甲の負担とします。ただし、以下の費用については本サービスの利用料金に含まれるものとします。

- 当社標準ツール：当社が既に導入・保有しているソフトウェア（Google Workspace、Officeソフト、Zoom等）のライセンス料。ただし、甲の指定により新たに導入する専用ツールやアカウント発行費用は甲の負担とします。
- 近隣交通費：訪問サポート（オフライン対応）に伴う交通費は、以下のエリア内であれば無料（プラン料金に含む）といたします。
  - 対象エリア：伊丹市内、および当社拠点（伊丹市中野北）から「車または公共交通機関で片道30分以内」の場所。
  - 上記以外：実費交通費（ガソリン代、高速代、駐車料金、または公共交通機関運賃）を別途ご請求いたします。

## 第3章 支払条件

### 第5条（支払方法および期日）

#### 1. 原則前払い制

本サービスの利用料金は、原則として「前払い」とします。甲は、当社が発行する請求書に基づき、利用月の前月末日（または業務開始日の前日）までに、当社の指定する銀行口座へ振込送金する方法により支払うものとします。振込手数料は甲の負担とします。

#### 2. 後払いの特例

当社の審査基準を満たした法人顧客に限り、当月末締め・翌月末払いの後払いを認める場合があります。ただし、初回取引および取引開始から6ヶ月間は前払い必須とします。

### 第6条（遅延損害金）

甲が支払期日までに料金を支払わない場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を加算して支払うものとします。

## 第4章 変更および解約

### 第7条（プラン変更および解約）

#### 1. プラン変更

甲が翌月からのプラン変更を希望する場合、変更希望月の前月20日までに当社へ通知するものとします。

#### 2. 解約

甲が本サービスの解約を希望する場合、解約希望月の前月末日までに当社へ書面（電子メールを含む）にて通知するものとします。月途中の解約であっても、日割り計算による返金はいりません。

### 3. 即時解除

甲が以下のいずれかに該当した場合、当社は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除し、業務を停止することができます。

- 支払金の不履行があった場合
- 当社または所属スタッフに対するハラスメント行為、暴言、恫喝等が確認された場合
- 反社会的勢力との関与が判明した場合

## 第5章 雑則

### 第8条(免責および損害賠償)

1. 本サービスは、甲の業務遂行を支援するものであり、特定の成果や売上向上を保証するものではありません。
2. 当社の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、当社は、当該損害が発生した月に甲が当社に支払った利用料金の額を上限として賠償責任を負います。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

### 第9条(料金の改定)

経済情勢の変動、公租公課の増額、またはサービスの拡充等により料金改定が必要と判断した場合、当社は改定の30日前までに甲に通知することにより、料金を改定できるものとします。

### 第10条(管轄裁判所)

本規定に関し紛争が生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

制定日:2026年2月10日